

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和5年10月30日

一般社団法人 日本車いすテニス協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://jwta.jp/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 『中長期計画 (素案)』という中長期基本計画を策定している。パリパラリンピック後を踏まえた2024年以降の中長期計画の改定版については、今年度中にプランを策定し、2024年6月予定の理事会にて決定予定。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『中長期計画 (素案)』を当法人HPにて公表している。 参考URL： http://jwta.jp/about/financial/ http://jwta.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/01/337cf1093ecf43c396e644adb43c437d.pdf</p> <p>【審査基準 (3) について】 計画策定に当たり、2021年2月6日の2020年度第16回理事会にて、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>1. JWTA中長期計画(素案)20210330 16. 2020年度JWTA第16回理事会議事録20210206 17. メール - 決議結果ご報告_2020年度第19回理事会 (書面開催) につきまして 18. 【議題4-①】 適合性審査自己評価FY20末時点(案)20210326 47. 【議題4-②】 JWTA中長期計画(素案)20210326</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 『中長期計画 (素案)』の中で人材の採用及び育成に関する計画を策定している。パリパラリンピック後を踏まえた2024年以降の人材の採用及び育成に関する計画の具体化については、今年度中にプランを策定し、2024年6月予定の理事会にて決定予定。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『中長期計画 (素案)』の中で人材の採用及び育成に関する計画を当法人HPにて公表している。 参考URL： http://jwta.jp/about/financial/ http://jwta.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/01/337cf1093ecf43c396e644adb43c437d.pdf</p> <p>【審査基準 (3) について】 計画策定に当たり、2021年2月6日の2020年度第16回理事会にて、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	<p>1. JWTA中長期計画(素案)20210330 16. 2020年度JWTA第16回理事会議事録20210206</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準 (1) について】 『中長期計画 (素案)』の中で財務の健全性確保に関する計画を策定している。パリパラリンピック後を踏まえた2024年以降の財務の健全性確保に関する計画の具体化については、今年度中にプランを策定し、2024年6月予定の理事会にて決定予定。</p> <p>【審査基準 (2) について】 『中長期計画 (素案)』の中で財務の健全性確保に関する計画を当法人HPにて公表している。 参考URL : http://jwta.jp/about/financial/ http://jwta.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/01/337cf1093ecf43c396e644adb43c437d.pdf</p> <p>【審査基準 (3) について】 計画策定に当たり、2021年2月6日の2020年度第16回理事会にて、役職員や構成員から幅広く意見を募っている。</p>	1. JWTA中長期計画(素案)20210330 16. 2020年度JWTA第16回理事会議事録20210206
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合 (25%以上) 及び女性理事の目標割合 (40%以上) を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<p>2023年7月現在の理事構成は、全理事総数9名に対し、外部理事は東京都障害者スポーツ協会、日本パラスポーツ学会、日本女子テニス連盟、弁護士から各1名の計4名 (44%) である。また女性理事は4名 (44%) であり、各々目標割合を達成している。</p> <p>【審査基準 (1) について】 規程において目標割合の設定が具体的になされていないため、2023年12月開催予定の理事会にて役員候補者選考委員会規程を改定し、外部理事の割合に関する目標値の設定を行う予定。</p> <p>【審査基準 (2) について】 規程において目標割合の設定が具体的になされていないため、2023年12月開催予定の理事会にて役員候補者選考委員会規程を改定し、女性理事の割合に関する目標値の設定を行う予定。</p>	2. JWTA役員名簿20230701
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当法人では評議員会を設置していないため該当せず	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	<p>【審査基準 (1) について】 2023年4月1日付でアスリート委員会が設置され、同年4月25日に第1回委員会を開催した。</p> <p>【審査基準 (2) について】 アスリート委員会の構成については、性別や競技・種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選を行なった。</p> <p>【審査基準 (3) について】 アスリート委員会は当法人内の特別委員会に位置付けられ、会長直下の委員会として、委員会での審議の内容について協会運営へ意見を可能とすることを規程で定めている。</p>	<p>4. 2022年度JWTA第18回理事会議事録20230312</p> <p>5. JWTAアスリート委員会規程(2023.5.8改定版)</p> <p>19. JWTAアスリート委員会名簿20230401</p> <p>20. 2023年度第1回JWTAアスリート委員会議事録20230425</p> <p>21. 2023年度第2回JWTAアスリート委員会議事録20230523</p>
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	<p>【審査基準 (1) について】 定款第23条において理事の定数は3名以上15名以内と定めており、理事会の規模の適正性を確保している。また、内部理事の一部は組織内の部局の一部を担当しており、業務執行の実効性を確保している。選考にあたっては役員候補者選考委員会規程に則り、外部理事として東京都障害者スポーツ協会、日本パラスポーツ学会、日本女子テニス連盟、弁護士から各1名の計4名を任命、女性理事は4名任命しており、意見の多様性を集約できる人数規模を確保している。</p>	<p>3. JWTA定款(2020.6.20改定版)</p> <p>22. JWTA組織図(2023.9.15改定版)</p>
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<p>【審査基準 (1) について】 役員候補者選考委員会規程において、新規就任時の年齢が65歳を超えないことを定めている。</p>	<p>6. JWTA役員候補者選考委員会規程20230724</p>
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>【審査基準 (1) について】 定款第27条および役員候補者選考委員会規程において、連続10年を超える選任を認めないことを定めている。</p> <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】</p>	<p>3. JWTA定款(2020.6.20改定版)</p> <p>6. JWTA役員候補者選考委員会規程20230724</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	【審査基準(1)について】 役員候補者等の決定については、役員候補者選考委員会を特別委員会として会長直下の組織として理事会等の他の機関から独立して行っていることを分野別本部及び委員会規程にて定めている。また、構成員に有識者を配置することについては役員候補者選考委員会規程の中で定めているが、有識者の配置を確実なものとするべく、2023年12月予定の理事会にて当該規程を改定する。	11. JWTA分野別本部及び委員会規程(2023.7.24改定版) 6. JWTA役員候補者選考委員会規程20230724
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準(1)について】 当法人の組織運営および諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、当法人の社会的使命および役割を自覚し、当法人の目的および事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図る目的で、倫理規程を制定している。	7. JWTA倫理規程20211002 8. JWTA倫理規程_別紙懲罰基準20211002
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	3. JWTA定款(2020.6.20改定版) 23. JWTA理事会規程20220401 11. JWTA分野別本部及び委員会規程(2023.7.24改定版) 6. JWTA役員候補者選考委員会規程20230724 7. JWTA倫理規程20211002 8. JWTA倫理規程_別紙懲罰基準20211002 14. JWTA利益相反管理規程20211029 15. JWTA懲罰審査手続規程20211002
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の業務に関する規程を整備している。	9. JWTA経理規程20160201 24. JWTA旅費規程(2021.12.18改定版) 25. JWTA謝金規程(2021.10.2改定版) 26. JWTA報奨金規程20200401
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の役職員の報酬等に関する規程を整備している。	26. JWTA報奨金規程20200401 28. JWTA給与規程(2022.3.1改定版) 29. JWTA育児介護規程20180401 30. JWTA育児介護労使協定(2023.4.1改定版)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の財産の管理については経理規程に従って管理している。なお、今後管理対象財産が増加した場合に備えて、財産管理に関する規程の充実化について2024年6月予定の理事会にて中長期計画とあわせて決定予定。	9. JWTA経理規程 20160201
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 財政的基盤の整備に関する規程類の構築はできていないため、2024年以降の財政的基盤の整備に係る規程について、今年度中にプランを策定し、2024年6月予定の理事会にて中長期計画とあわせて決定予定。なお、規程策定に際してはIFで定めるスポンサーに関するレギュレーションに準拠する。	なし
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 選手選考基準については大会ごとに個別に理事会で決定し、当法人HPにて公開している(公開例： http://jwta.jp/info/20230612/)。 【審査基準(2)について】 選手の権利保護に関しては、IFのレギュレーションに従って対応している。 https://www.itftennis.com/media/9001/2023-wheelchair-tennis-regulations.pdf 【審査基準(3)について】 現行、選手選考に関する規程については選考委員会で審議の後、理事会で決定しているが、選手選考に関する規程の作成者の選定についてのプロセスは規程化できていないため、選考委員会運営規程を新規作成し、2023年12月理事会で決定する。	選手選考については都度JWTAウェブサイトに掲示 <直近例> http://jwta.jp/info/20230612/ 48.パリ2024パラリンピック競技大会日本代表に係るJWTA推薦選手選考基準20230612 31. 2023-wheelchair-tennis-regulations
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	当法人では独自の審判員はいないため該当せず	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<p>【審査基準 (1) について】 当法人に弁護士を2名（理事1名、理事以外1名）配置しており、日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。</p> <p>【審査基準 (2) について】 配置している弁護士については、パラスポーツを含めたスポーツ界での業務経験を有し、潜在的な問題把握および調査の必要性有無の判断に十分な法的知識と力量を有している。</p> <p>林氏：https://www.parasapo.or.jp/about/#organization トムソン氏：http://www.jga.or.jp/jga/html/about_jga/committee.html</p>	22. JWTA組織図(2023.9.15改定版) 32. 林いづみ弁護士(理事)_パラサポHPより 33. アンドリュー・トムソン弁護士(外部有識者)_日本ゴルフ協会HPより
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>【審査基準 (1) について】 懲罰審査手続規程を2023年12月理事会で改定し、インテグリティ委員会が少なくとも年1回以上定期的に開催されることを規定化する。</p> <p>【審査基準 (2) について】 インテグリティ委員会の役割及び権限については懲罰審査手続規程で明記しているが、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践するべく、当該規程を2023年12月理事会で改定し、内容を適正化する。</p> <p>【審査基準 (3) について】 現行のインテグリティ委員会の構成員には女性委員を1名配置している。また、理事会から独立した組織とするため、委員の過半数が理事以外の委員となるべく、懲罰審査手続規程を2023年12月理事会にて改定する。</p>	15. JWTA懲罰審査手続規程20211002
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>【審査基準 (1) について】 2023年6月17日開催第5回理事会において、林いづみ弁護士(理事)をインテグリティ委員長、アンドリュー・トムソン氏(弁護士)をインテグリティ委員として配置した。</p>	34. 2023年度JWTA第5回理事会議事録20230617

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 選手、スタッフを含めたNF役職員向けのコンプライアンス教育については、年に1回以上JPC、JSC等の外部団体主催のインテグリティ研修会に参加している。周知については関係者へメールで連絡し、予約状況について各自からの回答を集約している。	35. 2019年度JPCインテグリティ研修会 36. 2020年度JPCインテグリティ研修会 37. 2021年度JPCインテグリティ研修会 38. 2022年度JPCインテグリティ研修会 (オンデマンド配信) 39. 2022年度JPCインテグリティ研修会
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1) について】 現状、JPC等外部団体主催のコンプライアンス研修の受講に加え、NF内でもコンプライアンス教育を行なっているが、年度の実施計画については構築できていないため、今年度の確実な履行に加え、次年度の活動計画の中で、コンプライアンス教育についても追加する旨、2024年3月予定の理事会にて確認する。なお、昨年度についてはJPCインテグリティ研修の受講に加え、NF内のコーチ・トレーナー講習会の中でインテグリティに関する講義を実施している。	38. 2022年度JPCインテグリティ研修会 (オンデマンド配信) 39. 2022年度JPCインテグリティ研修会 13. 令和4年度JWTAコーチ・トレーナー講習会_事業報告書
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	当法人では独自の審判員はいないため該当せず	なし
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準 (1) について】 税務・会計については、毎年度財務諸表を公開するにあたり、決算内容等の齟齬を確認する必要がある、協会内の税理士のサポートをいただき、内容の適否について検証を行なっている。 【審査基準 (2) について】 法律問題については、当法人内に弁護士を外部理事として迎えており、日常的にサポートを受けることが可能である。また、会計問題については当法人内で税理士の指導を受けており、日常的にサポートを受けている。	22. JWTA組織図 (2023.9.15改定版)

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】 経理規程を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。</p> <p>【審査基準(2)について】 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき、適性のある監事を設置している。監事の麻生学氏はアジアパラリンピック委員会(APC)の理事でもあり、パラスポーツの協会運営に関する経験・知識とも豊富であり、監事として適任である。</p> <p>【審査基準(3)について】 監事は各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、理事会での審議内容を含めた具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。</p>	22. JWTA組織図 (2023.9.15改定版) 9. JWTA経理規程 20160201
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>【審査基準(1)について】 国庫補助金等の利用に関しては、JPCで定めるルールに従って適切に対応している。</p>	なし
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	<p>【審査基準(1)について】 財務情報は法令に基づき開示している。 (参照)http://jwta.jp/about/financial/</p>	40. 令和4年度貸借対照表 41. 令和4年度正味財産増減計算書(損益計算書)
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>【審査基準(1)について】 選手選考基準については、当法人内に選考委員会を設置し、大会毎の要件、選考時点のランキング等に基づき選考することを事前に理事会で決定し、選考方法については都度当法人HPにて公開している。</p>	JWTAウェブサイト参照 <直近例> http://jwta.jp/info/20230612/

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準 (1) について】 2020年度末以降、定期的に開示している (参照) http://jwta.jp/about/financial/	JWTAウェブサイト参照 http://jwta.jp/about/financial/
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準 (1) について】 重要な契約について、利益相反行為に該当するおそれがある場合、金額の多寡等にかかわらず理事会に報告し、内容については理事会について承認されることを定め、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 【審査基準 (2) について】 利益相反管理規程を制定しており、利益相反を適切に管理している。	14. JWTA利益相反管理規程20211029
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準 (1) について】 利益相反管理規程を制定している。	14. JWTA利益相反管理規程20211029
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準 (1) について】 通報窓口について、法人HP内にJPSAの相談窓口とJWTAのハラスメント相談窓口へのリンク先を明示している。 http://jwta.jp/cheating/ 【審査基準 (2) について】 通報窓口の担当者はインテグリティ委員会と事務局長に限定しているものの、相談内容に関する守秘義務に関する規程化がなされていないため、通報窓口運用規程を新規制定するべく、2023年12月理事会にて対応する。 【審査基準 (3) について】 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いに係る一定の規定を設けることについて、新規に通報窓口運用規程を制定し、規程内に明記する。 【審査基準 (4) について】 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことの禁止について、新規に通報窓口運用規程を制定し、規程内に明記する。 【審査基準 (5) について】 上記の規程化に伴い、2023年度内に研修等を実施し、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けの徹底を図る。	JWTAウェブサイト参照 http://jwta.jp/cheating/

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>通報制度を運用するウェブサイト上のリンク先については、閲覧権限をインテグリティ委員会と事務局長に限定している。委員会には弁護士を配置しており、通報時の適切な対応を図っている。 (ご参照) http://jwta.jp/cheating/</p>	42. JWTAインテグリティ委員会名簿 20230701
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を倫理規程及び懲罰審査手続規程によって定めている。</p> <p>【審査基準 (2) について】</p> <p>懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を当法人HP公開によって周知している。</p> <p>【審査基準 (3) について】</p> <p>処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、弁明の機会を設けることを懲罰審査手続規程に定めている。</p> <p>【審査基準 (4) について】</p> <p>処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等について当事者に告知しているが、書面にて告知することが明記されていないため、懲罰審査手続規程を2023年12月理事会にて修正する。</p>	7. JWTA倫理規程 20211002 8. JWTA倫理規程_別紙 懲罰基準20211002 15. JWTA懲罰審査手続規程20211002
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準 (1) について】</p> <p>処分の最終決定については理事会にて行われる。その前段階の手続きは懲罰審査手続規程に基づきインテグリティ委員会によって行われる。配置している委員は弁護士を委員長としている他、理事以外の弁護士もメンバーに含めており、中立性及び専門性を有している。</p>	15. JWTA懲罰審査手続規程 20211002 42. JWTAインテグリティ委員会名簿20230701

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準 (1) について】 懲罰審査手続規程を整備し、第20条にスポーツ仲裁に申立ができることを明記している</p> <p>【審査基準 (2) について】 自動応諾条項の対象事項として、懲罰審査手続規程にて懲罰等の不利益処分に対する不服申立を認めている。今後、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含めるべく、今後は個別大会への選考の際に、自動応諾条項に関する記載を都度追記して対応する。</p> <p>【審査基準 (3) について】 現行の申立期間については、合理的ではない制限を設けていない。</p>	15. JWTA懲罰審査手続規程20211002
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準 (1) について】 懲罰審査手続規程を整備し、スポーツ仲裁に関する手続きについても規定化しており、処分対象者についてはプロセス開始の段階で、対象者とのヒアリングを実施し、規程に基づくプロセスの説明を規程文を用いて口頭で実施し、都度通知を行なっている。</p>	15. JWTA懲罰審査手続規程20211002
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準 (1) ~ (4) について】 不祥事対応の一連の流れ及び外部調査委員会の設置を含めた危機管理マニュアルについて、2023年12月開催予定の理事会にて制定予定。</p>	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	【審査基準(1)について】 本審査書類提出時から約3年半前に発生(令和元年(2019年)4月~令和2年(2020年)3月)した不祥事が1件存在したが、発見後ただちに関係規程に基づく手続を経て理事会にて処分を決定(2020年4月28日原処分、10月31日最終処分)し、協会ウェブサイトにおいて公表(http://jwta.jp/info/20200430/)している。当時の上記処分については、規程に基づきインテグリティ委員会にて処分案を検討、理事会にて決定している。なお、当時のインテグリティ委員会は過半数が理事であったが、審議に際しては外部の弁護士に法務相談を通じて意見をいただきながら検討を進め、中立性の確保に配慮した。	43. JWTAナショナルスタッフによる不正受領の不祥事検証及び再発防止策についての報告書 20200604 44. 懲戒処分の公表 20200430 45. 弊会ナショナルスタッフによる不祥事のご報告とお詫び20200430 46. 不服申立に対する決定書20201031
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	外部調査委員会は設定していないことから対象外	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当法人は地方組織を有していないため該当しない。	なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当法人は地方組織を有していないため該当しない。	なし